

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等 (源泉所得税関係))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、令和 6 年 1 月 1 日現在の法令に基づくものです。

手続の名称	添付書類の名称
源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求 (国税通則法第 56 条)	① 還付を受けようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し ② 誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し
外国法人に対する源泉徴収の免除証明書交付申請 (所得税法第 180 条第 1 項) (租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 2 項) (租税特別措置法施行規則第 4 条第 6 項、第 7 項)	申請をする人が国内において営業等をするにつき、日本の法律の規定により免許又は登録を受けている場合には、その免許又は登録を受けていることを証する書類の写し (2 以上の免許又は登録を受けている場合には、そのうちの一つの書類の写し)
年末調整過納額還付請求 (所得税法第 191 条) (所得税施行令第 313 条)	① 年末調整により過納額が生じた給与等の受給者各人ごとの給与と所得の源泉徴収簿 (過納額が生じた年分と過納額を還付する年との 2 年分) の写し ② 委任状
非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付申請 (所得税法第 214 条第 1 項) (所得税法施行令第 330 条、第 331 条)	申請をする人が国内において営業等をするにつき、日本の法律の規定により免許又は登録を受けている場合には、その免許又は登録を受けていることを証する書類の写し (2 以上の免許又は登録を受けている場合には、そのうちの一つの書類の写し)
芸能個人の氏名、住所等の変更届出 (所得税法第 206 条第 2 項) (所得税法施行令第 325 条第 2 項)	交付を受けている証明書
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人の名称、所在地等の変更届出 (所得税法第 180 条) (所得税法施行令第 306 条)	交付を受けている証明書の全部
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている非居住者の名称、所在地等の変更届出 (所得税法第 214 条第 1 項) (所得税法施行令第 330 条、第 331 条) (租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 2 項)	交付を受けている証明書の全部
報酬、料金の支払を受ける者の源泉徴収の猶予申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 3 条) (災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第 3 条の 2、第 4 条、第 8 条)	日雇給与について還付を受けようとする場合は、徴収された税額を証する書類